

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成21年5月25日(月)午後1時30分～午後3時20分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

青島敏江，池上直美，奥田都子，小栗正雄，三摩真己，末木宏典，長谷川孝夫(以上学識経験者)，熊田俊博，福地繪子(以上弁護士)，今井志津(検察官)，片山良廣，水谷美穂子(以上裁判官)

(事務担当者)

太田雅夫(事務局長)，森下賢一(首席家庭裁判所調査官)，青木克仁(家事首席書記官)，太田雅己(少年首席書記官)

(庶務)

池田友(総務課長)

4 議 事

- (1) 事務担当者から庁舎改修工事の目的及び概況の説明を受けた後，改修後の庁舎並びに少年審判の被害者傍聴を想定した審判廷及び法廷を併せて見学した。
- (2) 裁判所から前回に引き続き被害者の審判傍聴制度の概要について説明があり，また，委員からの質問に対し，実際に行われた事例及び運用面での配慮について回答があった。
- (3) 被害者傍聴の際の身体検査における金属探知機の使用の可否について，委員から次のような意見が述べられた。

(○印：委員発言，◇印：事務担当者発言。以下同じ。)

- 通常、来庁者に対する身体検査はしているのか。
- ◇ 行っていない。不測の事態の防止を考慮し、審判廷への所持品の持ち込みは原則禁止している。
- 被害者傍聴事件で、これまでに身体検査を行ったことがあるのか。
- ◇ 現在まで、行ったことはない。
- 被害者が傍聴した少年審判について、何か事件が起きたというようなことはあるのか。
- ◇ 現時点では承知していない。
- 単なる傍聴人とは異なり、あくまでも被害者であることから、身体検査等を行うことで悪感情をもたれるのは望ましくない考える。
- 医者立場から言うと、病院でも身体検査をしてもらっていけば安心して診察できるので、審判もスムーズに行われるのではないかと思う。
- 検査をするのだったら、庁舎に入る人は全員検査をした方がよい。空港と同じやり方にすればよいのではないか。被害者家族だけというのは、あんまりだ。来庁者全員に対してするかしないかを定めるべきで、被害者は危ないから、というのはやめた方がいい。
- 審判が開かれるまでの期間が短いので、自分たちだけが違う取扱いと分かれば被害者は侮辱と捉えるのではないかと思う。来庁者全員が同じと分かればあきらめもつくだろうが、そうでなければこじれるのではないか。
- 審判廷は狭く、少年との間に仕切りとなるものもあるし、裁判所の人も中にいるから、今日見せてもらったレイアウトであれば、セキュリティは保たれるのかなと思う。
- 静岡だけの問題ではなく、制度が始まる前に裁判所全体として議論しておくべき点なのではないか。被害者だけに、というのは酷である。
- ◇ 審判廷の秩序を維持するために、最終的には裁判官が判断することになる。被害者側にするのであれば、少年側にもするということになるだろう。

- 身体検査をするということなら、具体的にはどこですることになるのか。
- ◇ 待合室で、審判廷へ入る直前に行うことが考えられる。
- 被害者傍聴の事件は一律に行うのか、事件によって決めるのか。
- 全件ではなく、不測の事態が起きるおそれの強い事件のみ行えばよいのではないか。被害感情の大きい事件は、事前の被害者調査で情報収集が可能だろう。
- Aという事件では身体検査を行ったが、Bという事件では行わないということもあるわけか。
- 不測の事態が起きる蓋然性が高いのに、身体検査をしなかったというのはまずいから、行う事件と行わない事件とを分けるという前提でよいのではないか。
- 判断基準をどのように考えるか。
- 被害者傍聴の事件ではないが、少年を溺愛している母親が審判廷に在廷した事件で、少年に処分を科すような審判なら裁判官を刺して自分も死ぬと母親が公言していたと事前に鑑別所から情報提供があったが、結局身体検査は行わなかった。裁判所に情報提供がされたことが母親の耳にも入っていたからで、その母親は審判廷の入口にバッグを置いてくれた。これまでの2件の被害者傍聴事件でも、身体検査はしていない。家裁調査官による事前調査で、具体的に危険な情報がある場合に限ることになるのではないか。
- 危険な情報があるなら、そもそも傍聴を許可しなければよいという考え方もあるが、被害者配慮制度の流れの中で、裁判所としては被害者の傍聴そのものを許可しないというのはやりにくい。
- 家裁の役割や機能を考えると、来庁者全員に身体検査を行うのは難しい。家裁調査官が被害者の被害感情や報復感情をつかめるのであれば、被害者であるのにそこまでやるのかと思われるよりは、危険がある場合には職員

を手厚く配置することによって不測の事態を防止できるのではないか。

○ 同じ意見である。傍聴人控え室で、話をしてみるとか。

○ 裁判所の人員配置はいかがか。

◇ 被害者側に付く職員 1 人と事務官の最低 2 人が審判廷の中にいる。関係者の中に女性がいれば女性の職員も入るので、3 人は配置できる。

(4) 遺影の持ち込みの可否について、委員から次のような意見が述べられた。

○ 家族の立場からは持ってきたいのではないか。その場合、最低限の大きさでよいのではないか。

○ 少年の更生を考えると、審判廷のあの狭さの中で、少年に対してどうい
う影響があるのか想像がつかない。

(5) 第 3 期最後の委員会となるため、第 3 期における討議議題と裁判所の取
り組み等について事務担当者から説明した後、委員からこれまでの討議事
項、今後の静岡家裁に期待する事項などについて意見が述べられた。

○ 調停の中身についての利用者の意見を聞いてみてはどうかと提案したが、
実現しなかった。相手方に対する説明書の文言や待合室は整備されたが、
利用者が満足しているのかが大事だと思う。他の家裁では、家事調
停に関する利用者アンケートを行っていると聞いた。このような取り組み
も必要ではないかと感じている。

○ 離婚事件の代理人として他の家裁の家事調停を利用したが、調停委員の
質が非常に高い。今後の課題として、調停委員のレベルアップの方策を考
えてもらえないか。

○ 市の機関でも裁判所のパンフレットを窓口に置いたりしているが、離婚
や子供の関係の話では、「裁判所へ行ってください」と回してしまうこと
が多い。そうすると、相談のような形で裁判所へ行ってしまうことになる。
裁判所で相談に乗ることは難しいと聞いたが、裁判所が市民にとって来や
すいところになればいいなと感じる。

- 庁舎改修に向けて、細かい意見を聞いてもらった。委員会の意見を生かしてもらえるのは非常によいと思う。家裁に相談の機能がないのは、ある意味当たり前で、男女共同参画におけるカウンセラーと家裁との間を埋めるものがないのだと感じた。それをどう作っていくかが、今後の課題であろう。
- 第三者委員会は「つくったからいい」というのをエクスキューズにしては、何の発展もないと思う。司法の変革期にあって、裁判所も外へ向けてアピールする、外へ働きかける活動があってもいいと思う。受け身ばかりではなく、発信を充実させてほしい。
- 子供たちへの児童虐待のデータを、裁判所から発信してもらえたらよいと思っている。また、児童相談所と家裁調査官との連携について、いろいろな方策を考えてほしい。
- 制度や中身を、制限・条件がある中でどう変えていくのかは非常に難しいが、この委員会の意見をいれて早速変えてもらったのは大きいと思う。これからは、裁判所の応援団として、協力できることを考えていきたい。

5 閉 会

(次回の意見交換のテーマ及び開催日時については、新委員選任後に調整)